

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の引き上げについて

市では、ダンピング受注の防止及び工事の品質確保のため、競争入札に際し、原則として「最低制限価格」を、特殊な工事の場合は「低入札価格調査基準価格」を設定することとしております。

このたび、国の低入札価格調査基準価格の算定割合が引き上げられたこと及び原材料費の高騰に対する対応、下請け業者へのしわ寄せ防止と建設業界の人材確保を図るため、市の最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定割合の引き上げを行います。

(1) 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定方法

$$\text{最低制限価格} = (\text{①} \times 0.97 + \text{②} \times 0.9 + \text{③} \times 0.9 + \text{④} \times \underline{0.68})$$

	改定後	改定前
算 定 式	① 直接工事費の97%	① 直接工事費の97%
	② 共通仮設費の90%	② 共通仮設費の90%
	③ 現場管理費の90%	③ 現場管理費の90%
	④ 一般管理費の <u>6.8%</u>	④ 一般管理費の <u>5.5%</u>
	※①～④の合計額から千円未満の端数は切捨て	※①～④の合計額から千円未満の端数は切捨て

※算定の結果、最低制限価格が予定価格の92/100を超える場合は、予定価格に92/100を乗じた額とし、予定価格の75/100に満たない場合は、予定価格に75/100を乗じた額とします。

※工事の性質等により上記算定式により難しいものについては、規定する算出方法にかかわらず、契約ごとに100分の75から100分の92までの範囲内で契約担当の定める割合を予定価格に乗じて得た額とします。

(2) 改定時期

令和4年4月1日以降に入札の公告又は指名の通知をする工事から適用